

学 則

1 研修の目的

法令等の定めるところに従い、学校法人つしま記念学園の収益事業として、地域における高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応し、適切なホームヘルプサービスを提供するための必要な知識及び技能を有する人材の養成を図ることを目的とする。

2 研修の名称

専門学校 日本福祉学院 介護職員養成講座

3 研修の要旨

研修 課程	事業所の 所在地	研修 形態	修 業 年 限	研 修 期 間	定 員 (人)	受講料 (円)	受 講 対 象 者
介護職員 基礎研修	札幌市	昼間	3 年	6 月	3 0 人	受講料無料	求職者支援訓練（ヘルパー 2 級課程修了後、3 5 0 時間の講座を開講）
2 級	札幌市	昼間	8 ヶ月	3 月	3 0 人	受講料無料	求職者支援訓練
2 級	札幌市	昼間	8 ヶ月	3 月	3 0 人	受講料無料	介護雇用プログラム推進 事業対象者
2 級	札幌市	通信	8 ヶ月	3 月	3 0 人	受講料無料	介護雇用プログラム推進 事業対象者
2 級	札幌市	通信	8 ヶ月	3 月	3 0 人	65,000円	一般

※1. 介護職員基礎研修課程は、ヘルパー 2 級課程を修了後、1 5 0 時間の研修時間を免除した、3 5 0 時間の講座のみを開講する。

※2. 2 級通信課程の受講料においては、キャンペーン価格にて実施する場合がある。

添付 2 号様式

4 受講手続

(1) 募集時期

開講日の三ヶ月前から募集可能とし、定員になり次第締め切る。

(2) 受講料納入方法

申込み後、指定期日までに指定金融機関に振り込むこと。

(振込手数料は受講生負担とする)

なお、指定期日までに入金確認できない場合は受講を断ることがある。

(3) 受講料返還方法

受講料納入後のキャンセルについては、手数料 20,000 円を差し引いた残金の返還をするが、受講が開始後のキャンセルについては、受講料の返還はしない。返還する場合の振込手数料は、返還金額から差し引くこととする。

5 研修時間数

2 級課程の研修時間数は別紙 1-1 のとおりとする。

介護職員基礎研修課程の研修時間数は別紙 1-2 のとおりとする。

6 研修の免除

2 級課程の免除科目は別紙 2-1 のとおりとする。

介護職員基礎研修課程の免除科目は別紙 2-2 のとおりとする。

ただし、受講前に免除申請を行なった場合に限る。

7 使用テキスト

- | | |
|--------------|--|
| (1) 介護職員基礎研修 | 日本医療企画 介護職員基礎研修課程テキスト 7 巻セット
ホームヘルパー 2 級修了/実務 1 年未満：350 時間用 |
| (2) 2 級課程 | 長寿社会開発センターホームヘルパー養成研修テキスト |

添付 2 号様式

8 修了認定

(1) 出欠の確認方法

各教科開始前に出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

ア 通学及び通信の演習・実習について成績評定は行わないが、簡単な効果測定を実施することがある。

イ 通信科の提出課題（講義部分）の評価については、A（80点以上）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（50点～59点）、E（50点未満）の5段階とし、C以上を合格とする。

(3) 修了の認定方法

通学および通信の演習・実習については、研修教科のすべてに出席しなければならない。ただし、欠席した教科については本校の指定する補講の受講、または担当講師が指示するレポートを提出し、内容が十分と認められた場合のみ、出席したものとして取り扱う。

(4) 研修欠席者の扱い

理由の如何にかかわらず、研修開始から15分以上遅刻した場合は欠席扱いとし、万一欠席扱いとなった場合は、本校の指定する補講の受講・または担当講師が指示するレポートを提出し内容が十分と認められた場合のみ出席したものとして取り扱う。

(5) 補講の取り扱い

補講を必要とする場合は、受講生が指定された全カリキュラムを履修できるように学校として十分な配慮を行うものとする。

(6) 修了証明書

- ① 修了が認定された者に対しては、別紙3の修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。
- ② 受講生の住所または氏名に変更が生じた場合は、速やかに届け出ることとする。
- ③ 終了後、修了証明書及び修了証明書（携帯用）記載事項に変更が生じた場合や、紛失による再発行については、事務局に申し出るものとする。なお、この場合、事務手数料として1,000円（税込み）を指定された口座に振込むこととする。（振込手数料は受講生負担とする）

9 退学

(1) 受講生が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。

(2) 受講生が本校の定める諸規定を守らず、または受講生の本文にもとる次の行為があった場合は、退学を命ずることがある。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき

イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき

ウ 正当な理由なくして欠席、遅刻、早退を繰り返し、その改善が認められないとき

エ 研修の秩序を乱したと学校が判断したとき

添付 2 号様式

10 その他留意事項

研修事項の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設け苦情及び事故が生じた場合には、迅速に対応する。
苦情対応部署：学校法人つしま記念学園 収益事業推進本部 札幌収益事業部
ホームヘルパー養成講座 担当窓口 電話 011-218-7400
- (2) 受講により知り得た受講者等の個人情報をも、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報を、みだりに知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を徹底する。
- (4) 各講座で配布する手引きに従い取り扱うものとする。

11 施行細則

この細則の定めによるもののほかは、本講座の運営に必要な事項は理事長が別に定める。

附則

- この学則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。（再開届及び講師等変更）
この学則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。（講師等変更）
この学則は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。（講師等変更）
この学則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。（研修の要旨及び内容の変更）
この学則は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。（研修の要旨及び内容の変更）
この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（キャンペーンについての追加補足）